第７次小樽市総合計画　基本計画　改訂原案（新旧対照表）

まちづくり６つのテーマ	テーマ４　生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち（生活基盤）	施　　策	４－１　上下水道

◆基本計画

現状と課題

現在の記載	修正後	改訂理由
本市の水道は自然環境に恵まれた豊富な水源により、大正３年の創設以来、増大する水需要に対応して施設整備が行われ、下水道は、昭和 30 年に事業認可を受け、着実に整備を進めるとともに普及に努めてきました。平成 29 年度末の水道普及率※は 99.9%、下水道普及率※は 99.0%であり、これまでの「建設･拡張」から「適正な維持管理」の時代へと移行しています。現在、水道水源に汚染源はなく水質は安定していますが、今後も引き続き安全で良質な水を安定的に供給するため、適正な水質管理を図る必要があります。また、公共下水道は、市民の生活環境を清潔で快適なものにするとともに、河川や海などの公共用水域の水質を保全することが重要です。	本市の水道は自然環境に恵まれた豊富な水源により、大正３年の創設以来、増大する水需要に対応して施設整備が行われ、下水道は、昭和 30 年に事業認可を受け、着実に整備を進めるとともに普及に努めてきました。令和５年度末の水道普及率※は 99.9%、下水道普及率※は 99.2%であり、これまでの「建設･拡張」から「適正な維持管理」の時代へと移行しています。現在、水道水源に汚染源はなく水質は安定していますが、今後も引き続き安全で良質な水を安定的に供給するため、適正な水質管理を図る必要があります。また、公共下水道は、市民の生活環境を清潔で快適なものにするとともに、河川や海などの公共用水域の水質を保全することが重要です。	時点修正
※「水道普及率」…（略） ※「下水道普及率」…（略）	※「水道普及率」…（略） ※「下水道普及率」…（略）	
（後略）	（後略）	

小施策０１　安全な水の供給と快適で安全・安心な生活環境の創造	～	小施策０４　危機管理対策の充実と広域連携の推進	（略）

関連計画

現在の記載	修正後	改訂理由
・第２次小樽市上下水道ビジョン（令和元～10 年度）	・第２次小樽市上下水道ビジョン（令和元～10 年度）	
	・小樽市上下水道ＢＣＰ（令和３年１１月）	大規模災害時等の非常時に市民生活にとって重要なライフラインの一つである上下水道の機能維持、又は、早期回復を図るため職員の取るべき行動等を定めた重要な計画であるため。

第７次小樽市総合計画　基本計画　改訂原案（新旧対照表）

まちづくり６つのテーマ	テーマ４　生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち（生活基盤）	施　　策	４－２　道路・河川

◆基本計画

現状と課題（略）

小施策０１　　道路の整備、維持管理（略）

小施策０２　河川の整備、維持管理

主な取組	修正後	改訂理由
（略）	（略）	

指標	修正後	改訂理由
河川しゅんせつの延長※ 基準値（H30）：2.5 ㎞ 目標値（R10）：3.0 ㎞ ※　定期的なしゅんせつが必要な河川の延長 7.5km 沈砂池のしゅんせつ箇所※ 基準値（H30）：４か所 目標値（R6）：４か所 ※　市内沈砂池の全体数４か所	河川の年間しゅんせつ延長※ 基準値（H30）：2.5 ㎞ 目標値（R10）：3.0 ㎞ ※　定期的なしゅんせつが必要な河川の延長 7.5km 沈砂池の年間しゅんせつ箇所※ 基準値（H30）：４か所 目標値（R10）：４か所 ※　市内沈砂池の全体数４か所	指標数値が単年実績であることが分かるよう指標名を修正 沈砂池のしゅんせつ箇所の目標年度を修正

関連計画（略）

第７次小樽市総合計画　基本計画　改訂原案（新旧対照表）

まちづくり６つのテーマ	テーマ４　生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち（生活基盤）	施　　策	４－３　住宅

◆基本計画

現状と課題

現在の記載	修正後	改訂理由
（前略）	（前略）	
また、防災や省エネのニーズへの対応、少子高齢化が進む中、高齢者や障がい者の誰もが安心して住むことができ、子育て世帯が安心して子育てし、暮らせる住環境の確保が求められています。	また、防災や省エネのニーズへの対応、少子高齢化が進む中、高齢者や障がい者など、誰もが安心して住むことができ、子育て世帯が安心して子育てし、暮らせる住環境の確保が求められています。	原文では、高齢者や障がい者に限定しているが、『誰もが…』は、「特定の人を限定しない、どんな人でも」を意味するため
（後略）	（後略）	

小施策０１　安全・安心で快適な住宅の促進

主な取組	修正後	改訂理由
○住宅エコリフォーム助成制度、介護保険居宅介護住宅改修費の給付など、住宅の居住性や機能向上を図るための各種助成による支援（建設部建築住宅課、福祉保険部介護保険課） ○耐震化に関する所有者への周知・啓発の推進や木造住宅の耐震診断の実施に向けた支援（建設部建築指導課）【共 4-7 防災・危機管理】 ○土砂災害警戒区域等の指定の促進（建設部都市計画課）	○住宅エコリフォーム助成制度、介護保険居宅介護住宅改修費の給付など、住宅の居住性や機能向上を図るための各種助成による支援（建設部建築住宅課、福祉保険部介護保険課） ○耐震化に関する所有者への周知・啓発の推進や戸建て木造住宅の無料耐震診断の実施（建設部建築指導課）【共 4-7 防災・危機管理】 ○土砂災害警戒区域等の指定の促進（建設部都市計画課）	木造住宅耐震診断の補助制度については、制度創設以来利用実績がなかったため、令和５年度までで廃止した（戸建て木造住宅の無料耐震診断は継続）。
指標	**修正後**	**改訂理由**
（略）	（略）	

小施策０２　市営住宅の整備活用（略）

小施策０３　空家等対策

主な取組	修正後	改訂理由
○空家等に関する相談窓口の周知に努め、民間関係団体や関係部署との連携を図るなど相談・実施体制を充実（建設部建築指導課） ○空家等の発生予防や所有者等の適正管理を促すため、広報誌など様々な手段を用いて空家等対策の周知・啓発を推進（建設部建築指導課） ★特定空家等※への措置や解体に係る助成制度等の推進による管理不全な空家等への対応（建設部建築指導課） ○民間関係団体との連携や空き家・空き地バンク制度※の活用による空家等の利活用対策の推進（建設部建築指導課）	○空家等に関する相談窓口の周知に努め、民間関係団体や関係部署との連携を図るなど相談・実施体制を充実（建設部建築指導課） ○空家等の発生予防や所有者等の適正管理を促すため、広報誌など様々な手段を用いて空家等対策の周知・啓発を推進（建設部建築指導課） ★特定空家等※への措置や解体に係る助成制度等の推進による管理不全な空家等への対応（建設部建築指導課） ○民間関係団体との連携や空家等流通プラットホーム※の活用による空家等の利活用対策の推進（建設部建築指導課）	「小樽市空き家・空き地バンク」制度を廃止し、「北海道空き家情報バンク」へ移行した。 様々な分野の専門的な見地・ノウハウを生かし、新たな需要の掘り起こし、マッチングにつなげるなど処分や活用に向けた支援を行う、空家等流通プラットフォーム事業を行うこととした。
※「特定空家等」…（略） ※「空き家・空き地バンク制度」 …市内にある空き家・空き地の物件情報を登録し、公開することによって、物件の有効活用を図る制度。	※「特定空家等」…（略） ※「空家等流通プラットホーム」 …空家等対策に関する専門的な知識などを有する複数の専門家が連携し、流通が困難な空き家の利活用や流通等に向けて対策を検討する制度。	

指標	修正後	改訂理由
（略）	（略）	

小施策０４　　移住促進に向けた情報提供などの充実

主な取組	修正後	改訂理由
○ホームページや相談会などによる移住促進に向けた積極的な情報発信や効果的な体制による相談受付、関係者との協力体制の構築（総合政策部企画政策室） ★東京圏からの移住者に対する支援金支給（総合政策部企画政策室） ★空き家・空き地バンク制度などによる住宅・土地の情報提供や移住希望者への体験ツアーの実施（総合政策部企画政策室、建設部建築指導課） ○若年層や子育て世代、高齢者など、ターゲットやライフステージに合わせた効果的な情報提供や移住希望者のニーズ把握の方法などを検討（総合政策部企画政策室）	○ホームページや相談会などによる移住促進に向けた積極的な情報発信や効果的な体制による相談受付、関係者との協力体制の構築（総合政策部企画政策室） ★東京圏からの移住者に対する支援金支給（総合政策部企画政策室） ★空家等流通プラットホームなどによる住宅・土地の情報提供や移住希望者への体験ツアーの実施（総合政策部企画政策室、建設部建築指導課） ○若年層や子育て世代、高齢者など、ターゲットやライフステージに合わせた効果的な情報提供や移住希望者のニーズ把握の方法などを検討（総合政策部企画政策室）	小施策０３「空家等対策」と同様に修正

指標	修正後	改訂理由
（略）	（略）	

関連計画

現在の記載		修正後	改訂理由
・小樽市住宅マスタープラン（平成 27～令和６年度）		・小樽市住宅マスタープラン（平成 27～令和６年度）	
・小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画（平成 22～令和元年度）		（削除）	計画期間が満了のため
・（仮称）新小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画（令和２～11 年度）	➡	小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画（令和２～11 年度）	上段の計画期間満了に伴う次期計画
・小樽市耐震改修促進計画（平成 28～令和２年度）		小樽市耐震改修促進計画（令和４～７年度）	
・小樽市空家等対策計画（平成 29～令和３年度）		第２次小樽市空家等対策計画（令和４～８年度）	計画の変更による

第７次小樽市総合計画　基本計画　改訂原案（新旧対照表）

まちづくり６つのテーマ	テーマ４　生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち（生活基盤）	施　　策	４－４　除排雪

◆基本計画

現状と課題

現在の記載	修正後	改訂理由
本市は豪雪地帯であり、地形的に山坂が多い上、比較的幅員の狭い道路が多い環境の中、降雪や積雪などにより歩行者や車両の通行に支障が出ることが少なくなく、また、多様化する冬の市民生活に対応するため、効率的な除排雪作業などの雪対策の充実や関係者間での連携の強化、市民との協働が必要となっています。	本市は豪雪地帯であり、地形的に山坂が多い上、比較的幅員の狭い道路が多い環境の中、降雪や積雪などにより歩行者や車両の通行に支障が生じることもあり、また、多様化する冬の市民生活に対応するため、効率的な除排雪作業などの雪対策の充実や関係者間での連携の強化、市民との協働が必要となっています。	分かりやすい表現へ修正
少子高齢化が進む中、お年寄りや子どもの安全な歩行空間の確保が必要となっているほか、自力では、置き雪処理などの除雪が困難な市民に配慮した対策が求められています。	少子高齢化が進む中、お年寄りや子どもの安全な歩行空間の確保が必要となっているほか、自力では、置き雪処理などの除雪が困難な市民に配慮した対策が求められています。また、雪道に不慣れな観光客に配慮した安全な歩行空間の対策も求められています。	観光に配慮した除排雪の強化が求められている。
ロードヒーティング設備については、幹線道路を中心に平成 31 年４月現在 232 か所設置されていますが、稼働後 15 年以上経過した施設は約９割となり、計画的な更新が必要になっています。	ロードヒーティング設備については、幹線道路を中心に令和５年４月現在 232 か所設置されていますが、稼働後 15 年以上経過した施設は約９割となり、計画的な更新が必要になっています。	最新年度の状況。設置か所数の変更はなし。
（後略）	（後略）	

小施策０１　効率的な雪対策の充実　～　小施策０３　雪堆積場等の確保（略）

関連計画

現在の記載	修正後	改訂理由
・小樽市除排雪計画	・小樽市除排雪計画	
・（仮称）小樽市雪対策基本計画	・小樽市雪対策基本計画	計画策定済みのため
・（仮称）ロードヒーティング長寿命化計画	・小樽市ロードヒーティング長寿命化計画	時点修正

第７次小樽市総合計画　基本計画　改訂原案（新旧対照表）

まちづくり６つのテーマ	テーマ４　生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち（生活基盤）	施　　策	４－５　市街地整備

◆基本計画

現状と課題（略）

小施策０１　中心市街地の整備

主な取組	修正後	改訂理由
★小樽駅前周辺地区の再開発や駅前広場の再整備に当たっての整備手法の検討及び関係団体との調整（建設部新幹線・まちづくり推進室） 〇第２次小樽市都市計画マスタープランの策定と推進（建設部都市計画課）	★小樽駅前周辺地区の再開発や駅前広場の再整備に当たっての整備手法の検討及び関係団体との調整（建設部新幹線・まちづくり推進室） 〇第２次小樽市都市計画マスタープランの推進（建設部都市計画課）	第２次小樽市都市計画マスタープランは、令和２年４月に策定。

指標	修正後	改訂理由
中心市街地の歩行者通行量（年２回（１回当たり平日・休日の２日間）の調査値の合計） 基準値（H30）：25,590 人 目標値（R10）：28,100 人	中心市街地の滞在量（1 時間当たり） 基準値（R1）：7,665 人/ｈ 目標値（R10）：7,700 人/ｈ ※各年 10 月第 1 金曜日とその 2 日後の日曜日における、9:00～19:00 までの 1 時間ごとの滞在量平均値（出典：ヤフー・データソリューション DS.INSIGHT）	指標の基礎データであった歩行者通行量調査（産業港湾部）が、令和５年度からビッグデータを活用した滞在量調査（エリアに滞在する人の数を調査）に変更となったことから、本指標についても、経済的でかつ、中心市街地の整備に対する効果を面的に把握可能なビッグデータを導入し、指標を歩行者通行量から「滞在量」に変更する。 ※指標の基準年：令和元年度（コロナ禍前の年度） ※実績値：Ｒ２　5,060 人/ｈ Ｒ３　4,910 人/ｈ Ｒ４　4,775 人/ｈ Ｒ５　5,585 人/ｈ

小施策０２　周辺市街地の整備

主な取組	修正後	改訂理由
〇各地域における生活利便施設等の土地利用の実態などについて調査及び整備手法の検討（建設部新幹線・まちづくり推進室） 〇地域拠点と地域公共交通網のあり方についての検討（建設部新幹線・まちづくり推進室） 〇第２次小樽市都市計画マスタープランの策定と推進（建設部都市計画課）【再掲】	○小樽市立地適正化計画の策定と推進（建設部都市計画課、新幹線・まちづくり推進室） 〇第２次小樽市都市計画マスタープランの推進（建設部都市計画課）【再掲】	第２次小樽市都市計画マスタープランは、令和２年４月に策定。 小樽市立地適正化計画は、令和３年４月に策定着手（令和６年度策定予定）

指標	修正後	改訂理由
（略）	（略）	

小施策０３　　新幹線を活用したまちづくりの取組（略）

関連計画

現在の記載		修正後	改訂理由
・小樽市都市計画マスタープラン	➡	・第２次小樽市都市計画マスタープラン	令和２年４月策定
・北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画		・北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画	
		・おたる新幹線まちづくりアクションプラン（北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会策定）（令和３～12 年度）	令和３年３月策定
		・新小樽(仮称)駅利用促進戦略（北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会策定）	令和５年３月策定
		・ＪＲ小樽駅前広場再整備基本計画	令和４年５月策定

第７次小樽市総合計画　基本計画　改訂原案（新旧対照表）

まちづくり６つのテーマ	テーマ４　生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち（生活基盤）	施　　策	４－６　交通

◆基本計画

現状と課題

現在の記載	修正後	改訂理由
都市内交通においては、人口減少などにより、路線バスをはじめとした地域公共交通の利用者数は減少傾向にあり、交通事業者の経営環境は厳しさを増しています。	都市内交通においては、人口減少や新型コロナウイルス感染症拡大の影響による生活様式の変化などにより、路線バスをはじめとした地域公共交通の利用者数は減少傾向にあり、また、乗務員不足も相まって地域公共交通の維持は厳しさを増しています。	公共交通維持について、乗務員不足の影響が顕著になってきているため。
しかし、その一方で、高齢化の進行などに伴い、地域公共交通が担う役割はますます重要になっており、市民の身近な足を確保するためにも、更なる取組や対応が求められています。	しかし、その一方で、高齢化の進行や、環境負荷軽減に向けた機運の高まりなどに伴い、地域公共交通が担う役割はますます重要になっており、市民の身近な移動手段を確保するためにも、更なる取組や対応が求められています。	小樽市温暖化対策推進実行計画【区域施策編】おいて、脱炭素社会実現に向けた取組で公共交通の利用がうたわれているため。
このため、地域公共交通については、利便性の向上と利用促進を図っていくとともに、安定した運営の下で円滑に運行がなされるよう、関係者との連携を図りながら維持していく必要があります。	地域公共交通を維持していくためには、関係者と連携を図りながら、利便性の向上や利用促進、乗務員確保に向けた取組などを進めるとともに、安定した運営の下で円滑に運行がなされるよう、路線バスの運行経費に対する支援などを行っていく必要があります。	路線バスの維持に市補助を行っていることや乗務員確保が急務であることを示すため。
広域交通は、観光をはじめとする地域産業の振興や地域間交流の推進に寄与するとともに、災害時における避難・輸送や、高次医療機関へのアクセス確保など多様な役割を担っており、安全・安心で豊かな市民生活やまちの活力を支えるために必要不可欠な社会基盤となっています。	広域交通は、観光をはじめとする地域産業の振興や地域間交流の推進に寄与するとともに、災害時における避難・輸送や、高次医療機関へのアクセス確保など多様な役割を担っており、安全・安心で豊かな市民生活やまちの活力を支えるために必要不可欠な社会基盤となっています。	
また、将来的には北海道新幹線の札幌延伸などにより交流人口※の更なる増加が見込まれることから、後志圏、札幌圏をはじめ道内外との経済活動の促進や、観光客の受け入れなどのため、都市内交通との連携を図りながら、利便性の高い交通ネットワークを構築していく必要があります。	また、将来的には北海道新幹線の札幌延伸などにより交流人口※の更なる増加が見込まれることから、後志圏、札幌圏をはじめ道内外との経済活動の促進や、観光客の受け入れなどのため、都市内交通との連携を図りながら、利便性の高い交通ネットワークを構築していく必要があります。 新幹線開業に伴いＪＲから経営分離される並行在来線※２の長万部・小樽間については、令和４年３月にバス転換の方向性が決まり、今後は乗務員不足などの課題を踏まえながら、持続可能な代替交通を構築していく必要があります。	並行在来線に関して策定後の状況変化（バス転換の方向性決定、乗務員不足の深刻化）があったため。
※「交流人口」…（略）	※「交流人口」…（略） ※「並行在来線」…整備新幹線区間と並行する形で運行する在来線鉄道	
（後略）	（後略）	

小施策０１　持続可能な交通ネットワークの構築

主な取組	修正後	改訂理由
★鉄道とバスの乗り継ぎ環境の改善など、地域公共交通網における利便性の強化（建設部新幹線・まちづくり推進室） ★バス路線の効率化や適正な運賃の設定の検討など、持続可能な交通体系の構築に向けた取組（建設部新幹線・まちづくり推進室） ○市民・交通事業者・行政等が連携・協働した地域公共交通利用に向けた仕組みづくり（建設部新幹線・まちづくり推進室） ○企画乗車券等による利用促進策の検討など、地域公共交通の利用促進策の展開（建設部新幹線・まちづくり推進室） ○鉄道駅のバリアフリー化など安全な歩行空間の確保（建設部新幹線・まちづくり推進室） ○北海道新幹線新小樽（仮称）駅の二次交通※対策の検討（建設部新幹線・まちづくり推進室） ○並行在来線の経営分離※に伴う広域交通等のあり方の検討（建設部新幹線・まちづくり推進室）	★鉄道とバスの乗り継ぎ環境の改善など、地域公共交通網における利便性の強化（総合政策部官民連携室） ★バス路線の効率化や適正な運賃の設定、路線バスの運行経費に対する支援や乗務員確保に向けた取組の検討など、持続可能な交通体系の構築に向けた取組（総合政策部官民連携室） ○市民・交通事業者・行政等が連携・協働した地域公共交通利用に向けた仕組みづくり（総合政策部官民連携室） ○企画乗車券等による利用促進策の検討など、地域公共交通の利用促進策の展開（総合政策部官民連携室） ○鉄道駅のバリアフリー化など安全な歩行空間の確保（総合政策部官民連携室） ○北海道新幹線新小樽（仮称）駅の二次交通※対策の検討（建設部新幹線・まちづくり推進室） ○並行在来線の代替バスの運行に向けた検討（建設部新幹線・まちづくり推進室）	機構改革に伴う所管の修正 並行在来線については、令和４年３月にバス転換の方向性が決定した。
※「二次交通」…（略） ※「並行在来線の経営分離」…整備新幹線区間と並行する形で運行する在来線鉄道の経営を、整備新幹線の開業時にＪＲから分離すること。	※「二次交通」…（略）	

指標	修正後	改訂理由
（略）	（略）	

小施策０２　交通基盤・交通環境の整備・充実（略）

関連計画

現在の記載	修正後	改訂理由
・小樽市地域公共交通網形成計画（令和元～７年度）	・小樽市地域公共交通網形成計画（令和元～７年度）	
・小樽市都市計画マスタープラン	・第２次小樽市都市計画マスタープラン	
・北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画	・北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画	
	・おたる新幹線まちづくりアクションプラン（令和３～12 年度・北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会策定）	令和３年３月策定
	・新小樽(仮称)駅利用促進戦略（北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会策定）	令和５年３月策定

第７次小樽市総合計画　基本計画　改訂原案（新旧対照表）

まちづくり６つのテーマ	テーマ４　生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち（生活基盤）	施　　策	４－７　防災・危機管理

◆基本計画

現状と課題

現在の記載	修正後	改訂理由
本市は、多くの急傾斜地と長い海岸線を持つ地形的特性から、地震、台風、融雪期の増水などにより、崖崩れや地滑り、津波、高潮、河川の氾濫などの災害が起こる可能性があります。	本市は、多くの急傾斜地と長い海岸線を持つ地形的特性から、地震や津波、豪雨、台風、融雪期の増水などの異常な自然現象により、崖崩れや地滑り、浸水、河川等が氾濫する洪水などの自然災害に加え、大規模な停電等が発生する複合的な災害が起こる可能性があります。	基本構想の文言と整合を図る。津波や豪雨による浸水、河川等が氾濫する洪水と自然現象による被害を明確にする。高潮は可能性が低いため、などに含む
このため、土砂災害などに対する防災工事や建築物の耐震化などのハード対策と、災害に備えた啓発活動や警戒避難体制の強化、最低限の行政サービスを確保するための本市業務継続計画に基づく取組などのソフト対策を組み合わせて、災害による被害を最小化するとともに被災しても速やかに回復できる、強さとしなやかさを併せ持つ強靭なまちづくりを、平時から計画的に進めていく必要があります。	このため、土砂災害などに対する防災工事や建築物の耐震化などのハード対策と、防災啓発活動や警戒避難体制の強化、本市業務継続計画に基づく取組などのソフト対策を組み合わせて平時から災害に備えることで、災害による被害を最小化するとともに、被災しても速やかに回復できる強さとしなやかさを併せ持つ強靭なまちづくりを、計画的に進めていく必要があります。	前半の文章は、すべて「平時から災害に備える」にかけることが適当であり、これらの対策が一定程度備わった際に、目指すまちづくりを推進できる。
また、災害の発生時には、一人ひとりが自分の身を守る「自助」が基本になりますが、高齢者や障がい者などの災害弱者に加え、観光客や今後、増加が見込まれる在留外国人などには、市などが災害対応を行う「公助」やお互いに助け合う「共助」が大きな役割を果たすことから、地域で助け合う自主防災組織※の育成を進め、住民組織やボランティア及びその関係団体との連携・協力体制、防災関係機関・民間団体・他自治体との応援協力体制などを強化していく必要があります。	また、災害の発生時には、一人ひとりが自分の身を守る「自助」が基本になりますが、高齢者や障がい者などの災害弱者に加え、観光客や今後増加が見込まれる在留外国人などには、お互いに助け合う「共助」が特に重要な役割を果たすことから、市などの防災関係機関が災害対応を行う「公助」の強化はもとより、地域で助け合う自主防災組織※の育成を進めるとともに、住民組織やボランティア及びその関係団体との連携、民間団体・他自治体の応援など平時からの協力体制を強化していく必要があります。	一般的に災害時の役割は、自助、共助、公助の順であり、阪神・淡路大震災など過去の大規模災害時では、特に共助の役割が重要であることから、これを強調する文章に修正。 また基本構想の文面「協力体制」と整合を図る。
※「自主防災組織」…（略）	※「自主防災組織」…（略）	
（略）	（略）	

小施策０１　防災対策の推進

主な取組	修正後	改訂理由
★ハード対策・ソフト対策を組み合わせた強靭化計画の策定と推進による、包括的な災害への備え（総合政策部企画政策室）	★ハード対策・ソフト対策を組み合わせた強靭化計画の策定と推進による、包括的な災害への備え（総合政策部企画政策室）	民間大規模建築物の所有者に対する耐震改修補助事業等の支援について、予定していた民間大規模建築物の耐震改修等事業が未実施であるため、所有者にヒアリングしたところ実施時期は未定との回答があった。道補助、市補助とも時限措置を設けた補助制度であるため、令和６年度までで廃止されるもの。
★災害時の業務体制強化のための本市業務継続計画の策定と推進（総務部災害対策室）	★災害時に迅速に対応するために本市業務継続計画を推進（総務部災害対策室）	
○市民・事業所などによる訓練や防災講習会などを通じ、地域住民の防災意識の啓発を推進（総務部災害対策室）	○市民・事業所などによる訓練や防災講習会などを通じ、地域住民の防災意識の啓発を推進（総務部災害対策室）	
○急傾斜地崩壊防止施設の整備、砂防施設の整備、海岸保全施設等の整備、土砂災害警戒区域等の指定等による防災対策の促進（建設部都市計画課、総務部災害対策室）	○急傾斜地崩壊防止施設の整備、砂防施設の整備、海岸保全施設等の整備、土砂災害警戒区域等の指定等による防災対策の促進（建設部都市計画課、総務部災害対策室）	
○市有建築物の計画的な耐震化の推進（建設部建築指導課）	○市有建築物の計画的な耐震化の推進（建設部建築指導課）	
★民間大規模建築物の所有者に対する耐震改修補助等の支援（建設部建築指導課）		
○老朽化した橋りょうなど道路施設の修繕や耐震化（建設部建設事業室）【共 4-2 道路・河川】	○老朽化した橋りょうなど道路施設の修繕や耐震化（建設部建設事業室）【共 4-2 道路・河川】	
○老朽化した河川施設の修繕等（建設部建設事業室）【共 4-2 道路・河川】	○老朽化した河川施設の修繕等（建設部建設事業室）【共 4-2 道路・河川】	
○耐震化に関する所有者への周知・啓発の推進や木造住宅の耐震診断の実施に向けた支援（建設部建築指導課）【共 4-3 住宅】	○耐震化に関する所有者への周知・啓発の推進や戸建て木造住宅の無料耐震診断の実施（建設部建築指導課）【共 4-3 住宅】	
○耐震化などによる災害に強い上下水道施設の構築（水道局水道事業課、水道局下水道事業課）【共 4-1 上下水道】	○耐震化などによる災害に強い上下水道施設の構築（水道局水道事業課、水道局下水道事業課）【共 4-1 上下水道】	廃止した（戸建て木造住宅の無料耐震診断は継続）。

指標	修正後	改訂理由
（略）		

小施策０２　災害応急活動体制や危機管理体制の強化　（略）

関連計画

現在の記載	修正後	改訂理由
・小樽市地域防災計画	・小樽市地域防災計画	
・小樽市国民保護計画	・小樽市国民保護計画	
・小樽市耐震改修促進計画（平成 28～令和２年度）	・第３次小樽市耐震改修促進計画（令和４～７年度）	計画の改定により、計画期間が変更となったため
・第二次小樽市観光基本計画（平成 29～令和８年度）	・第二次小樽市観光基本計画（平成 29～令和８年度）	
・（仮称）小樽市業務継続計画	・小樽市業務継続計画	正式名称となったため

第７次小樽市総合計画　基本計画　改訂原案（新旧対照表）

まちづくり６つのテーマ	テーマ４　生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち（生活基盤）	施　　策	４－８　消防

◆基本計画

現状と課題

現在の記載	修正後	改訂理由
近年、全国各地において大規模地震や集中豪雨などによる甚大な被害が発生し、消防には迅速かつ的確な災害対応が求められています。また、国が定める障害者基本計画においては、災害発生時における障害特性に配慮した支援体制の整備の促進が示されているところです。このため、「消防力の整備指針」に基づき地域の実情に応じた消防力を計画的に整備するとともに、複雑・多様化する各種災害や市民ニーズに対応するため、消防署や車両の適正配置を行うほか、会話の不自由な聴覚・言語機能障害者や避難行動要支援者からの緊急通報への円滑な対応手段を確立し、消防指令業務の共同運用など近隣消防本部との連携も含め、総合的な消防体制の強化を図る必要があります。	近年、全国各地において大規模地震や集中豪雨などによる甚大な被害が発生し、消防には迅速かつ的確な災害対応が求められています。また、国が定める障害者基本計画においては、災害発生時における障害特性に配慮した支援体制の整備の促進が示されているところです。このため、「消防力の整備指針」に基づき地域の実情に応じた消防力を計画的に整備するとともに、複雑・多様化する各種災害や市民ニーズに対応するため、消防署所や車両の適正配置を行うほか、会話の不自由な聴覚・言語機能障害者や避難行動要支援者からの緊急通報への円滑な対応手段を確立し、消防指令業務の共同運用など近隣消防本部との連携も含め、総合的な消防・救急・救助体制の強化を図る必要があります。	適正な文章表現に訂正
火災発生件数及び火災による死者数は、近年減少傾向にあり、火災予防の施策に一定の成果が見られますが、依然として建物火災が全火災の半数近くを占め、建物火災のうち住宅火災がその半数以上となっています。このため、市民に対しては各町会の女性防火クラブやシルバー連合防火クラブなどと連携し住宅防火対策の周知を図り、事業所に対しては防火安全対策の徹底を求めるなど、防火意識の啓発や、火災予防につながる安全・安心情報の発信を積極的に行っていく必要があります。また、高齢化率の高い本市においては、救急救助体制の充実も求められています。	火災発生件数及び火災による死者数は、近年横ばい傾向であり、依然として建物火災が全火災の半数近くを占め、建物火災のうち住宅火災がその半数以上となっています。このため、市民に対しては各町会の女性防火クラブやシルバー連合防火クラブなどの市民防災組織と連携して住宅防火対策の周知を図り、事業所に対しては防火安全対策の徹底を求めるなど、防火意識の啓発や、火災予防につながる安全・安心情報の発信を積極的に行っていく必要があります。また、高齢化率の高い本市においては、救急・救助体制の充実も求められています。	過去５年のデータに基づき文言を訂正 適正な文章表現に訂正
（後略）	（後略）	

小施策０１　警防体制※の整備

主な取組	修正後	改訂理由
★車両、資機材等の軽量化及び高機能化による消防力の充実強化（消防本部警防課） ○消防署所及び車両の適正配置（消防本部警防課、消防本部総務課） ○聴覚・言語機能障害者が音声によらない円滑な緊急通報を行える「Net119 通報システム」の導入（消防本部警防課） ○避難行動要支援者については、緊急通報に対応するシステムの構築による出動体制の迅速化（消防本部警防課） ○外国人からの 119 番通報に対し、言語の支障なく対応するための電話通訳センターを介した多言語対応の推進（消防本部警防課）	★車両、資機材等の軽量化及び高機能化による消防力の充実強化（消防本部警防課） ○消防署所及び車両の適正配置（消防本部警防課、消防本部総務課） ○避難行動要支援者からの緊急通報に対応するシステムの構築による出動体制の迅速化（消防本部警防課） ○外国人からの 119 番通報体制の広報として、宿泊施設にリーフレット等を配布するなど、電話通訳センターを介した多言語対応の周知促進（消防本部警防課） ○119 番通報者が携帯電話、スマートフォン等を使用して消防指令センターに映像で通報することができる「映像通報システム」の導入（消防本部警防課） ○後志管内消防指令業務の共同化及び消防指令システムの高度化の推進（消防本部警防課）	○「Net119 通報システム」は、令和２年７月１日に導入、事業完了 ○外国人からの１１９番通報に対し、電話通訳センターを介した多言語対応を令和２年４月１日に導入した。
※「警防」…（略）	※「警防」…（略）	

指標	修正後	改訂理由
消防車両更新台数※ 基準値（H30）：- 目標値（R1～10 合計）：15 台 ※　消防車両整備計画台数 25 台（平成 30 年度末現在）	消防車両更新台数※ 基準値（H30）：- 目標値（R1～10 合計）：14 台 ※　消防車両整備計画台数 25 台（平成 30 年度末現在）	目標値１５台→１４台 ※消防車両整備計画と整合を図るため修正

小施策０２　火災予防の推進

主な取組	修正後	改訂理由
★予防行事や広報媒体等を通じた住宅用火災警報器の設置促進及び適正な維持管理を主とした住宅防火対策の推進（消防本部予防課） ○各町会の女性防火クラブやシルバー連合防火クラブなどと連携した市民及び事業所に対する防火意識の啓発及び防火対策のポイント、住宅用火災警報器の奏功事例等の火災予防につながる安全・安心情報の発信（消防本部予防課）	★予防行事や広報媒体等を通じた住宅用火災警報器の設置促進及び適正な維持管理を主とした住宅防火対策の推進（消防本部予防課） ○各町会の女性防火クラブやシルバー連合防火クラブなどと連携した市民及び事業所に対する防火意識の啓発及びＳＮＳ等の各種媒体を利用した防火対策のポイント、住宅用火災警報器の奏功事例等の火災予防につながる安全・安心に暮らすための情報発信（消防本部予防課）	

指標	修正後	改訂理由
（略）	（略）	

小施策０３　救急救助体制の充実　（略）

小施策０４　消防団の強化

主な取組	修正後	改訂理由
○機能別消防団員（特定の活動、役割にのみ参加する団員）制度の導入や女性消防団員の積極的な活用を含めた消防団員の加入促進の取組の強化（消防本部総務課） ○消防団活動で使用する資機材及び装備品の整備の推進（消防本部総務課）	○機能別消防団員（特定の活動、役割にのみ参加する団員）制度の PR や女性消防団員の積極的な活用を含めた消防団員の加入促進の取組の強化（消防本部総務課） ○消防団活動で使用する資機材及び装備品の整備の推進（消防本部総務課）	機能別消防団員（特定の活動、役割にのみ参加する団員）制度を導入し、火災活動及び災害活動を役割とする団員を任用済み

指標	修正後	改訂理由
（略）	（略）	

関連計画

現在の記載	修正後	改訂理由
・（仮称）小樽市消防長期構想（令和元～10 年度）	第３次小樽市消防長期構想（令和元～１０年度）	令和２年３月３０日に策定されたため

第７次小樽市総合計画　基本計画　改訂原案（新旧対照表）

まちづくり６つのテーマ	テーマ４　生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち（生活基盤）	施　　策	４－９　生活安全

◆基本計画

現状と課題

現在の記載	修正後	改訂理由
（前略）	（前略）	
防犯体制の推進については、近年、道内の全体の犯罪件数は減少していますが、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺は増加傾向にあり、空き巣等の侵入窃盗が依然として多数発生していることから、防犯団体への支援による自主防犯活動の取組や街路防犯灯の設置や維持に係る町会等への助成による夜間の安全確保を継続し、地域と一体となった防犯活動を推進する必要があります。	防犯体制の推進については、近年、道内の全体の犯罪件数はほぼ横ばい傾向にあり、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺は時代とともに多様化し、空き巣等の侵入窃盗が依然として多数発生していることから、防犯団体への支援による自主防犯活動の取組のほか街路防犯灯の設置や維持に係る町会等への助成による夜間の安全確保を継続し、地域と一体となった防犯活動を推進する必要があります。	道内の犯罪件数は、ほぼ横ばいであるため。 特殊詐欺は、件数及び金額の傾向よりも、時代とともに多様化の傾向があることを記載。
（後略）	（後略）	

小施策０１　交通安全の推進　～　小施策０３　消費生活の安定と向上　（略）

関連計画

現在の記載	修正後	改訂理由
・小樽市交通安全計画（平成 28～令和２年度）	・小樽市交通安全計画（令和３～７年度）	